

[事案 2024-75] がん診断保険金支払請求

・令和7年1月22日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に、がん診断保険金が支払われなかったことを不服として、がん診断保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年4月にがんと診断されたため、令和4年11月に契約した団体信用生命保険にもとづき、がん診断保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、がん診断保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、告知義務違反解除を取り消して、がん診断保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、自分に重大な過失があるとして告知義務違反を理由に本契約を解除したが、保険会社の告知書の記入方法の案内に不足があったため、自分に重大な過失があったとは言えない。
- (2) 複数の医療機関で肺に影があることを確認したが、医師も病名や原因は特定できず、どの病院でもがんの疑いがあるという明確な説明を受けたわけではなかった。そのため、「病気やその疑い」に該当しないという認識で、告知手続を行った。
- (3) 医師がカルテ上に記載したことは、自分は把握していない。また、主治医は、自分に喫煙歴がないことや年齢を考えて、がんの可能性は考えづらいという説明をしていた。
- (4) 要精密検査の指摘を受けていたにもかかわらず、要経過観察と告知したのは、インターネット上の操作ミスであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「がんの疑い」とは、がんの可能性がある状態を指す。申立人は、告知日までの間にがんの疑いが解消されていない中で、「過去3年以内の健康状態」の告知質問に対して「いいえ」と回答したことは、客観的に不告知に該当する。
- (2) 告知日時点の診療方針は、「肺がんの可能性を含めて精査予定」であった。告知日において、がんではない旨の確定診断に至っておらず、申立人はがんの疑いがあることを認識していたので、申立人の不告知には重大な過失がある。
- (3) カルテには、申立人が呼吸器外科を仕事の都合で受診できなかったことが記録されている。その記録は、申立人が病院に受診できない旨の連絡を入れたこと、申立人が呼吸器外科を受診すべき状況であると認識していたことを意味する。
- (4) 告知質問の「過去3か月以内の健康状態」について、申立人が受診することを認識していたはずであるにもかかわらず、「いいえ」と回答したことにも重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。